

**宮城県議会議会改革推進会議  
最終報告書**

平成 29 年 11 月

宮城県議会議会改革推進会議

## 目 次

1	議会改革推進会議の位置付け	1
2	前回の中間報告（平成29年2月）までの議会改革推進会議における 検討内容	1
3	今回検討した項目及び検討経緯	1
4	検討結果（方向性が示された事項）	
	（1）傍聴環境	2
	（2）県民等との意見交換会	3
5	その他	4
6	終わりに	4

### 資料編

〔資料1〕	宮城県議会議会改革推進会議運営要綱	5
	（参考）これまでの議会改革に関する検討状況	7
〔資料2〕	宮城県議会議会改革推進会議委員名簿	8
〔資料3〕	各会派から提案のあった議会改革推進会議における検討項目	9
〔資料4〕	政務活動費の在り方に係る論点	10
〔資料5〕	議会改革推進会議の検討経過	11
〔資料6〕	議会改革推進会議中間報告（平成28年11月）概要	14
〔資料7〕	議会改革推進会議中間報告（平成29年2月）概要	15

## 1 議会改革推進会議の位置付け

議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）は、平成21年6月に宮城県議会基本条例が制定されたことに伴い、議会改革を継続的に推進するため、地方自治法第100条第12項及び宮城県議会会議規則第129条第1項に規定する「協議等の場」として平成21年7月10日に設置され、議会改革の推進に関する基本的事項の協議又は調整を行っている。〔資料1〕〔資料2〕

## 2 前回の中間報告（平成29年2月）までの議会改革推進会議における検討内容

今期の推進会議は、平成28年3月に委員指名後初めての会議が招集された。

検討テーマについては、「これまでの推進会議の取組を踏まえた検証」とし、「議会の公開」、「議会における住民参加」、「議会の運営」及び「その他」の4点を検討項目とした。〔資料3〕

具体の検討においては、まず「政務活動費の在り方」に係る事項について集中して検討を行うこととし、検討に際しては、「公開の在り方」、「第三者機関（チェック機関）の設置」、「『手引』（『政務活動費の手引』をいう。以下同じ。）の内容に係る確認」及び「その他」の4つの大項目に論点を整理した。〔資料4〕

大項目のうち「公開の在り方」、「第三者機関（チェック機関）の設置」、「『手引』の内容に係る確認」の3つ（論点1から論点9まで）については、一定の合意を得たことから、平成28年11月に議長に報告し、その後、「『手引』の内容に係る確認」、「その他」における論点10から論点14までについても、一定の合意を得たことから、平成29年2月に議長に報告した。〔資料5〕〔資料6〕〔資料7〕

## 3 今回検討した項目及び検討経緯

平成29年2月の中間報告までに検討に至らなかった「政務活動費関連以外」の検討項目〔資料3〕について、平成29年3月から平成29年11月まで計11回にわたり会議を開催し、委員間討議を重ね、検討を行った。

具体の検討に当たっては、まず、全国規模で議会改革の調査を行っている早稲田大学マニフェスト研究所 事務局長 中村健氏から、議会改革度調査結果を含む議会改革全般について意見を聴取した。その結果及び検討期間を踏まえ、「議会における住民参加」の各項目中、「傍聴環境」及び「県民等との意見交換会」の2つ

を優先して検討することとした。

委員間討議においては、様々な意見が出されたが、全会派において合意に至った事項について、今回の最終報告書として取りまとめを行った。

## 4 検討結果（方向性が示された事項）

### (1) 傍聴環境

#### イ 障害者への対応

本県議会では、車椅子用傍聴スペースの設置、希望があった際の手話通訳者の配置、補聴器の貸し出し、磁気ループ（補聴器を補助する放送設備：本会議場のみ）の設置など、これまでも障害者の傍聴環境の整備に取り組んできたところである。

今期の推進会議では、今後、障害者に配慮した傍聴環境の整備のため、どのような対応が必要か検討を行った。

委員間討議においては、予算上の制約はあるものの、障害者に配慮した対応をすべきであるという点で意見が一致した。

その結果、障害者に配慮した傍聴環境については、障害者福祉団体等の意見を参考にしながら、今後も可能な整備について検討することが適当であるとの結論に至った。

#### ロ 傍聴席の定員

宮城県議会委員会傍聴規程第9条では、傍聴席のうち、一般席の定員については下記のとおり定められている。

- ・第一～第六委員会室 各10人
- ・議会運営委員会室 10人
- ・大会議室 25人

今期の推進会議では、各委員会室の定員を10人に限定せず増やすべきか検討を行った。

委員間討議においては、請願者席の活用等により可能な限り傍聴席の定員を増やすべきであるとの意見や、物理的な環境（委員会室の収容能力等）の考慮も必要であるなどの意見が出された。

検討の結果、傍聴席の定員については、委員長が必要と認める場合には、各委員会室の一般席の定員増について柔軟に対応できるように、当該規程を改正すべきであるとの結論に至った。

## ハ 傍聴人の受付手続き

現在、宮城県議会書式例61（本会議用）及び宮城県議会委員会傍聴規程様式第1（委員会用）により、傍聴券には「氏名」及び「住所（市区町村名）」の記載が必要とされている。

今期の推進会議では、傍聴人の受付手続きの際に、傍聴人に氏名及び住所（市区町村名）を記載させる必要性があるかについて検討を行った。

委員間討議においては、受付手続きは可能な限り簡素化すべきであるとの意見や、セキュリティの面から本会議と委員会で分けて考えた方がよいなどの意見が出されたが、傍聴人数の把握等の観点から、傍聴人の受付手続き自体は必要であるとの認識で一致した。

検討の結果、傍聴人の受付手続きについて、本会議においては、傍聴人の氏名及び住所（市区町村名）の記載は不要とすべきであり、また、委員会においては、傍聴人の氏名のみ記載とし、住所（市区町村名）の記載は不要とすべきであるとの結論に至った。

## (2) 県民等との意見交換会

### イ 一般県民との意見交換、若者等による模擬議会の開催、市町村議会との意見交換

本県議会は、これまでも委員会の県内調査や参考人意見聴取等を通じて、県民の意見を把握してきたが、意見交換会の開催という形での意見聴取には取り組んでいなかった。

広く県民等との意見交換を行うことは意義があるということで意見が一致し、今期の推進会議では、県民等との意見交換会の具体的な手法として、一般県民との意見交換、若者等による模擬議会の開催、市町村議会との意見交換等の実施について検討を行った。

委員間討議においては、是非実行した方がよい、実際に実施するための課題を整理する必要がある、まず若者との意見交換から始めるべきであるなど、様々な意見が出された。

検討の結果、平成29年10月24日実施の「若者と宮城県議会議員との意見交換会」の結果を踏まえ、県議会における住民参加の促進に向けて、今後も県民等との意見交換会に着実に取り組んでいくべきであるとの結論に至った。

### ロ 常任委員会のライブ配信

現在、本県議会では、本会議、予算・決算特別委員会、議員全員協議会に

ついてインターネットによるライブ配信を行っているが、常任委員会を開催する各委員会室には、ライブ配信用の設備は導入されていない。

今期の推進会議では、常任委員会のライブ配信について検討を行った。

委員間討議においては、傍聴人によるライブ配信のような形態を認めるべきとの提案があった。検討の結果、このことについては、常任委員長の権限として議論することが適当であるとの結論に至った。

## 5 その他

上記4のとおり結論に至ったもの以外にも、応招旅費の在り方や市町村議会との意見交換の具体的な手法などについて意見があり、それらは今後の検討課題とすべきである。

## 6 終わりに

今期の推進会議は、平成28年3月以降26回の会議を開催し、平成29年2月までは政務活動費の在り方について、平成29年3月以降は議会における住民参加について、検討を重ねてきた。

政務活動費の在り方については、全国的に注目されている問題であり、そのような中で、領収書を含む収支報告書等のネット公開について合意に至り、平成29年度分の政務活動費からネット公開を実施することは、全ての会派が、政務活動費の透明性を高め、議会改革に真摯に取り組むとの姿勢を県民に示したものと言える。

また、議会における住民参加は、全国的にも重要なテーマであり、今後も県民等との意見交換会に着実に取り組んでいくとの合意に至ったことは、本県議会として、議会における住民参加をさらに推進する意思表示をしたものと言える。

今回結論に至らなかった検討項目については、次期の推進会議に委ねることとなるが、宮城県議会基本条例の理念等を踏まえつつ、今後とも継続的に議会改革に取り組まなければならないことを申し添え、今期の推進会議の結びとする。

## ●宮城県議会議会改革推進会議運営要綱

(設置)

第一 議会改革の推進に関する基本的事項の協議又は調整を行うため、宮城県議会に、議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(構成)

第二 推進会議は、議員のうちから各会派の推薦を受けて議長が指名する委員をもって構成する。

(任期)

第三 委員の任期は、指名の日から翌年の最後に招集される定例会の開会の日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、前二項の規定にかかわらず、後任者が指名されるまで在任する。

(委員長及び副委員長)

第四 推進会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、推進会議の事務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五 推進会議は、委員長が議長の承認を得て招集し、これを主宰する。ただし、委員の任期満了に伴う新たな委員の指名後、最初に開催される推進会議は、議長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により推進会議に出席できない場合は、その代理者を推進会議に出席させることができる。

(協議又は調整事項)

第六 推進会議は、次に掲げる事項について協議又は調整する。

一 議会改革の推進に関する事項（議会運営委員会の担任事項を除く。）

二 その他委員長が必要と認める事項

(分科会等)

第七 議会改革の推進に関する基本的事項について円滑に協議又は調整するため、必要があるときは、推進会議に分科会等を置くことができる。

2 分科会等は委員長が指名する委員をもって構成する。

3 分科会等の名称、人数、協議又は調整事項等運営に必要な事項については、推進会議で定める。

(議長への報告)

第八 委員長は、推進会議を開催した都度、速やかに、推進会議の協議の経過及び結果を議長に報告するものとする。

(会議録)

第九 委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- 一 開催日時及び場所
- 二 出席委員の氏名
- 三 議題及び議事の要旨
- 四 その他委員長が必要と認める事項

(委任)

第十 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成二十一年七月十日から施行する。

附 則

この要綱は、平成二十二年六月三十日から施行する。

附 則

この要綱は、平成二十四年三月十六日から施行し、改正後の宮城県議会議会改革推進会議運営要綱の規定は、この要綱の施行の際現に在任する宮城県議会議会改革推進会議委員の任期について適用する。

附 則

この要綱は、平成二十七年二月三日から施行する。



## ●宮城県議会議会改革推進会議委員名簿

〈委員任期 H28. 3. 10 ～ H29. 11. 24 なお, ◎は委員長, ○は副委員長〉

自由民主党・県民会議	◎ 安 藤 俊 威
	藤 倉 知 格
	中 島 源 陽 〈～H28. 11. 25〉
	佐 藤 光 樹 〈H28. 12. 5 ～〉
	高 橋 伸 二 〈H29. 6. 16～〉
	佐々木 幸 士 〈～H28. 11. 25〉
	長谷川 敦 〈H28. 12. 5 ～〉
	石 川 利 一 〈～H29. 6. 7〉
	渡 辺 勝 幸
みやぎ県民の声	○ 藤 原 のりすけ
	鎌 田 さゆり 〈～H29. 9. 29〉
	高 橋 啓 〈H29. 10. 2 ～〉
日本共産党宮城県会議員団	遠 藤 いく子
	福 島 かずえ
公明党県議団	横 山 のぼる
社民党県議団	岸 田 清 実
無所属の会	渡 辺 忠 悦
21世紀クラブ	吉 川 寛 康

## ●各会派から提案のあった議会改革推進会議における検討項目

- **政務活動費の在り方について**
  - 今期検討（平成28年3月～平成29年2月）
  
- **政務活動費関連以外**
  - (1) **議会の公開**
    - イ 委員会の動画の公開
    - ロ 議長選挙の過程の公開
  
  - (2) **議会における住民参加**
    - イ **傍聴環境**
      - 今期検討（平成29年3月～平成29年11月）
    - ロ 参考人及び公聴会制度の活用
    - ハ **県民等との意見交換会**
      - 今期検討（平成29年3月～平成29年11月）
    - ニ 夜間・休日議会の開催（傍聴者の拡大）
    - ホ 政策提言等に係る関係機関との連携
    - へ 県政課題等に係る自治体及び自治体議会との連携
  
  - (3) **議会の運営**
    - イ 議会基本条例に基づく取組
    - ロ 予算等審議体制
    - ハ 委員会運営の充実
    - ニ 議会におけるICT活用の可能性
    - ホ 議会事務局機能の充実
    - へ 本会議での委員長報告の在り方
    - ト 議会調査機能の強化
  
  - (4) **その他**
    - イ 旅費（応招旅費・出張旅費）のコスト削減
    - ロ 議会内設備の改善

## ●政務活動費の在り方に係る論点

### 第1 公開の在り方

- 論点1 議長への提出及び公開の対象とする書類，公開の手法
- 論点2 ネット公開等をするとした場合のマスキングの範囲
- 論点3 ネット公開等をするとした場合の対象年度
- 論点4 公開の間隔（＝議長への報告の間隔）をどうするか。

### 第2 第三者機関（チェック機関）の設置

- 論点5 専門家を構成員とする第三者機関を設置するとした場合
- 論点6 一般の希望する方々にチェックしてもらおう場を設ける場合
- 論点7 県監査委員（事務局）の活用

### 第3 「手引」の内容に係る確認

- 論点8 「手引」の内容のうち，解釈の幅などがある事項の検討
- 論点9 「手引」の更新（アップデート）の方法
- 論点10 会派所属議員から会派への月ごとの報告の期日

### 第4 その他

- 論点11 会派又は議員の責務（説明責任）の条例への追記
- 論点12 修正報告の制度の導入
- 論点13 政務活動費の交付先
- 論点14 毎月の会派の審査後の書類に係る情報公開について

## ● 議会改革推進会議の検討経過

【中間報告（平成28年11月）まで】

日付	内 容
平成28年 3月15日(火)	議会改革推進会議（1回目） ○正副委員長の互選（安藤俊威委員長，藤原のりすけ副委員長） ○議会改革推進会議の検討テーマについて
4月21日(木)	議会改革推進会議（2回目） ○議会改革推進会議における検討項目について
5月23日(月)	議会改革推進会議（3回目） ○議会改革推進会議における検討項目について
6月 9日(木)	議会改革推進会議（4回目） ○参考人意見聴取 「政務活動費制度の経緯及び考え方について」 （全国都道府県議会議長会 議事調査部長 内田一夫 氏）
7月11日(月)	議会改革推進会議（5回目） ○参考人意見聴取 「政務活動費の在り方について」 （仙台市民オンブズマン 事務局長 畠山裕太 氏 株式会社河北新報社 報道部副部長 矢野奨 氏）
7月22日(金)	議会改革推進会議（6回目） ○政務活動費の在り方について
8月23日(火)	議会改革推進会議（7回目） ○政務活動費の在り方について
9月15日(木)	議会改革推進会議（8回目） ○政務活動費の在り方について
10月 6日(木)	議会改革推進会議（9回目） ○政務活動費の在り方について
10月26日(水) ～27日(木)	県外調査（兵庫県議会・高知県議会） ○政務活動費の領収書等のネット公開等について
10月28日(金)	議会改革推進会議（10回目） ○中間報告書骨子について
11月17日(木)	議会改革推進会議（11回目） ○中間報告書草案について

日付	内 容
平成28年 11月28日(月)	議会改革推進会議中間報告 ○正副委員長から正副議長へ報告

【第2回中間報告（平成29年2月）まで】

日付	内 容
平成28年 12月 6日(火)	議会改革推進会議（中間報告後1回目） ○政務活動費の在り方について
12月15日(木)	議会改革推進会議（中間報告後2回目） ○政務活動費の在り方について
平成29年 1月20日(金)	議会改革推進会議（中間報告後3回目） ○政務活動費の在り方について
2月17日(金)	議会改革推進会議（中間報告後4回目） ○中間報告書草案について
2月27日(月)	議会改革推進会議中間報告（第2回） ○正副委員長から正副議長へ報告

【第2回中間報告（平成29年2月）以降】

日付	内 容
平成29年 3月16日(木)	議会改革推進会議（第2回中間報告後1回目） ○議会改革推進会議における今後の検討の進め方について
4月21日(金)	議会改革推進会議（第2回中間報告後2回目） ○今期の議会改革推進会議における今後の検討項目について
4月24日(月)	議会改革推進会議（第2回中間報告後3回目） ○参考人意見聴取 「議会改革度調査結果等について」 (早稲田大学マニフェスト研究所 事務局長 中村健 氏)
5月26日(金)	議会改革推進会議（第2回中間報告後4回目） ○今期の議会改革推進会議における今後の検討項目について
6月16日(金)	議会改革推進会議（第2回中間報告後5回目） ○傍聴環境，県民等との意見交換会について

日付	内 容
7月 5日(水)	<b>議会改革推進会議（第2回中間報告後6回目）</b> ○傍聴環境，県民等との意見交換会について
7月21日(金)	<b>議会改革推進会議（第2回中間報告後7回目）</b> ○傍聴環境，県民等との意見交換会について
9月 1日(金)	<b>議会改革推進会議（第2回中間報告後8回目）</b> ○傍聴環境，県民等との意見交換会について
9月20日(水)	<b>議会改革推進会議（第2回中間報告後9回目）</b> ○最終報告書の骨子案について
10月20日(金)	<b>議会改革推進会議（第2回中間報告後10回目）</b> ○最終報告書案について
11月17日(金)	<b>議会改革推進会議（第2回中間報告後11回目）</b> ○最終報告書案について

## ● 議会改革推進会議中間報告書（平成 28 年 11 月）概要

### 1 議会改革推進会議における審議状況

- 今期の議会改革推進会議は，平成 28 年 3 月から本中間報告まで，計 11 回にわたり会議を開催し，政務活動費の在り方について集中して検討を行った。

### 2 方向性が示された事項

#### (1) 公開の在り方

政務活動費に係る収支報告書等（収支報告書，実績報告書及び支出に係る領収書その他の証拠書類の写し。以下同じ。）のネット公開を行うべき。

##### イ 対象書類

現在，閲覧に供している書類と同じものとする。

##### ロ 対象年度

平成 29 年度分の収支報告書等から公開する。

（公開は平成 30 年度から行う。）

#### (2) 第三者機関（チェック機関）の設置

現時点では，第三者機関を設置しない。

#### (3) 「手引」の内容に係る確認

「手引」の内容に係る基本的な事項は，議会改革推進会議で検討を行う。

また，「手引」において，解釈の幅がある部分について，「Q & A」を作成する必要がある，その作成については，議会として新たに検討組織を設置して検討を行うべき。

### 3 中間報告以降の検討事項

中間報告以降は，以下について検討を行う。

- ・ 政務活動費の在り方に関連し，結論又は検討の着手に至らなかった事項
- ・ 政務活動費関係以外の検討項目（議会の公開，議会における住民参加，議会の運営，その他に係る項目）

特に，政務活動費に関して，会派又は議員の責務（説明責任）の条例への追記，修正報告の制度の導入，政務活動費の交付先，毎月の会派の審査後の書類に係る情報公開に係る事項については，できるだけ早期に検討を行う。

## ● 議会改革推進会議中間報告書（平成29年2月）概要

### 1 議会改革推進会議における審議状況

- 議会改革推進会議においては、平成28年3月の委員指名後、政務活動費の在り方について検討を行い、その結果を平成28年11月に中間報告書として報告した。
- その後、政務活動費の在り方に関して、結論又は検討に至らなかった論点について検討を行うため、平成28年12月から平成29年2月まで計4回にわたり会議を開催し、その結果を中間報告書（第2回）に取りまとめた。

### 2 方向性が示された主な事項

#### (1) 会派又は議員の責務（説明責任）の条例への追記

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例（以下、「政務活動費条例」という。）に「会派及び議員の説明責任」について規定の追加を行うべき。

#### (2) 修正報告制度の導入

政務活動費条例の規定により会派から議長に提出する収支報告書等に修正の必要が生じた場合の取扱いについては、修正報告について制度化し、明文化すべき。

### 3 中間報告（第2回）以降の検討事項

中間報告（第2回）以降は、以下について検討を行う。

- ・政務活動費関係以外の検討項目（議会の公開、議会における住民参加、議会の運営、その他に係る項目）
- ・政務活動費に関する基本的事項や「政務活動費の手引」の内容に係る変更（※必要な都度）